

第2期豊中市強靱化地域計画

令和7年（2025年）3月策定

目次

目次	1
第1章 豊中市強靱化地域計画の概要	2
1. 策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画期間	2
4. 計画の推進体制	3
5. 計画の進捗管理	3
第2章 計画の基本的な考え方	4
1. めざすべき将来の地域の姿	4
2. 基本目標	4
3. 事前に備えるべき目標	4
4. 対象とする災害	5
5. 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針	5
第3章 計画の推進	6
1. 起きてはならない最悪の事態と重点事項の設定	6
2. 重点事項に対する取組みおよび指標	8
(参考) 脆弱性の分析・評価の実施	12

第1章 豊中市強靱化地域計画の概要

1. 策定の趣旨

国土強靱化とは、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を、国づくり、地域づくりとして平時から持続的に展開していくとするものです。

国においては、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の確保、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とした「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」（平成25年（2013年）12月施行）に基づき、平成26年（2014年）6月に、国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定しました。令和5年（2023年）7月には、新たな国土強靱化計画が策定され、デジタル技術の活用や地域における防災力の一層の強化を新たな重点項目とし、国土強靱化のためにハード整備のみならずソフト整備をさらに推進していく方針がより明確化されました。

本市においても、「豊中市地域防災計画」（以下、「地域防災計画」という。）の策定・運用に加え、国の基本計画に基づき、令和2年（2020年）3月に豊中市強靱化地域計画を策定し取組みを進めてきました。この度、現行の豊中市強靱化地域計画の計画期間終了と国の基本計画をふまえ、新たに第2期豊中市強靱化地域計画（以下、「第2期強靱化計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、基本法第14条に基づく基本計画と調和を保った計画です。また、「豊中市総合計画」、「地域防災計画」と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針となるものです。

3. 計画期間

計画期間は、第4次豊中市総合計画後期基本計画との整合を図るため、令和7年度から令和9年度の3年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の推進体制

国土強靱化は、いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にするための事前対策であり、広範な部局の所掌にまたがります。

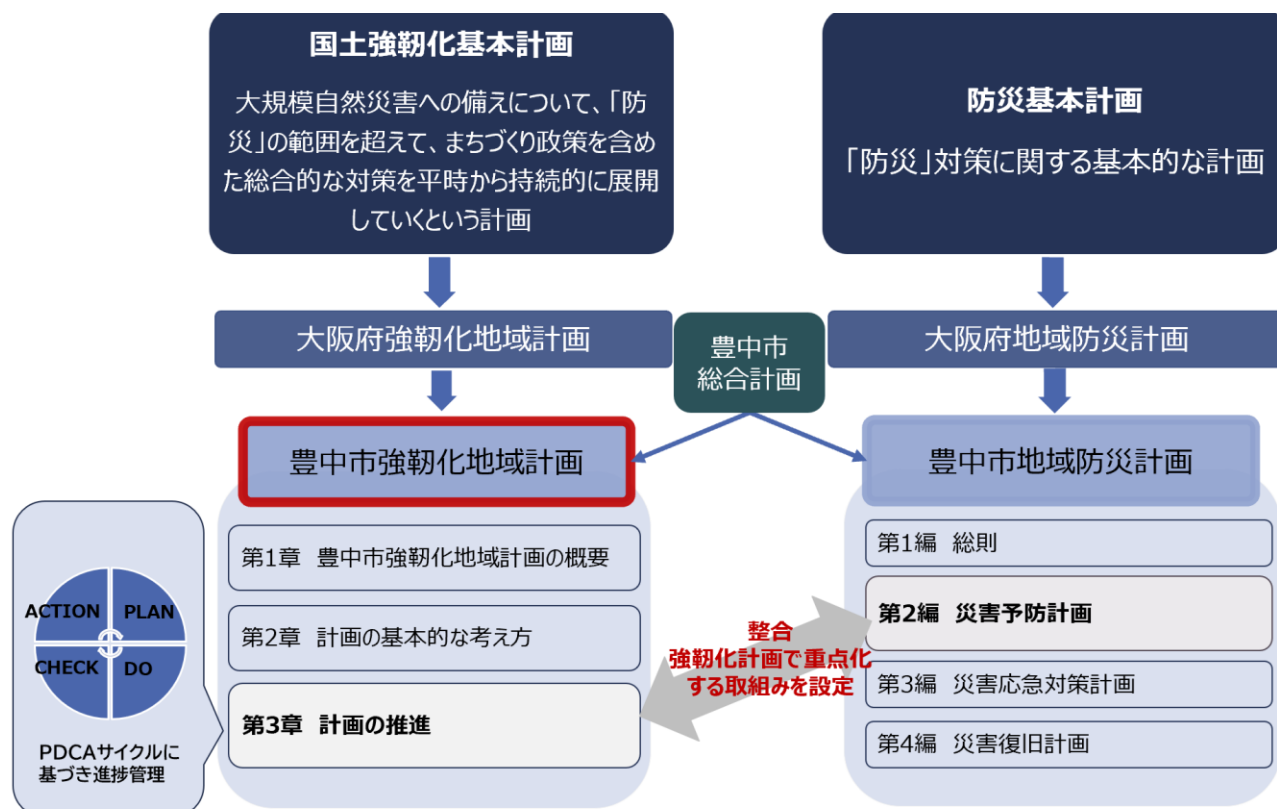
したがって、本計画の進捗管理、見直しについては、「豊中市危機管理対策推進会議」を中核とした部局横断的な体制において地域防災計画との整合を図りながら取組みを推進していきます。

また、市の部局だけでなく、国や大阪府、政令指定都市、近隣市町村等の地方公共団体、自主防災組織等の地域組織、民間事業者など、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めていきます。

5. 計画の進捗管理

本計画を総合的、計画的に進めるため、具体的な取組みの進捗状況等を毎年度、定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCA サイクルを繰り返して、取組みを推進します。

【計画の位置づけと進捗管理について】



第2章 計画の基本的な考え方

1. めざすべき将来の地域の姿

第4次豊中市総合計画基本構想では、まちの将来像として、「みらい創造都市とよなか～明日がもっと楽しみなまち～」を掲げており、実現するための施策大綱の一つとして、「安全・安心に暮らせるまちづくり」を位置付けています。たとえ災害が起きても、被害を起こさない、または被害を小さくすることで、速やかに復旧・復興できるまちづくりを推進します。

2. 基本目標

「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、以下の4つを基本目標とします。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

3. 事前に備えるべき目標

「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、以下の6つを事前に備えるべき目標とします。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 対象とする災害

本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、市域に多大な影響を与えることが想定される大規模自然災害【地震・風水害（台風、集中豪雨等異常降雨、高潮、土砂災害等）】を対象とします。

なお、本市域の災害環境については、本市域に係る防災に関し、総合的かつ基本的な計画である「地域防災計画」に記載するとおりとします。

5. 地域強靱化を進めるうえでの基本的な方針

（１）市民等の主体的な参画

市民、事業者等と、「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組みを促進します。

（２）効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮したうえで、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がけます。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平常時にも地域で有効に活用される対策となるよう工夫します。

（３）的確な維持管理

限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など、施策の選択と集中を図ることによって中長期的に費用を縮減できるよう、効率的に施策を推進します。

（４）広域連携の取組み

関西広域連合、大阪府、政令指定都市、周辺市町との連携強化を進め、市として防災・減災面での役割を担います。

第3章 計画の推進

1. 起きてはならない最悪の事態と重点事項の設定

「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の妨げとなるものとして、19 項目の「起きてはならない最悪の事態」を本市の特性を踏まえたものとして設定しました。

また、限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。本計画では、「基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を図り、影響の大きさと緊急度等の観点から、10 の「起きてはならない最悪の事態」を重点事項として選定しました。（重点事項：○）

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		重点事項
(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	○
	1-2	地震に伴う密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	○
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生	○
(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	○
	2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	○

	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生	○
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
(4) 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	重要な産業施設の損壊、火災、爆発、サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
	4-2	農地・森林や生態系等の被害による国土の荒廃・多面的機能の低下	
	4-3	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	
(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	○
	5-2	交通インフラの長期間にわたる機能停止	○
	5-3	上下水道施設の長期間にわたる供給停止	○
(6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態	
	6-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
	6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	

2. 重点事項に対する取組みおよび指標

重点事項に対して、取り組むべき事項と KPI は以下のとおりです。

なお、取組みは、地域防災計画（第 2 編 災害予防計画）と整合を図っています。第 2 期強靱化計画では、地域防災計画（第 2 編 災害予防計画）の中でも、特に、重点事項に関連する取組みを位置付けています。

※当初値について、年度の記載がないものは、令和 5 年度（2023 年度）、目標値は令和 9 年度（2027 年度）

取組み		重点事項	担当部局	KPI		当初値 (令和 5 年度時点)	目標
1	防災知識の普及	1-1 1-2 1-3 5-1	都市経営部	1	防災出前講座の実施回数	17 回/年	毎年度増加
				2	学生への出前講座等の実施回数	3 回/年	毎年度増加
				3	民間企業への出前講座の回数	3 回/年	毎年度増加
				4	マイ・タイムライン作成件数	476 件	毎年度増加
		5-1	消防局	5	救命講習受講者数	20,291 人	20,000 人/年
				6	ジュニア救命講習実施校数	27 校/41 校	市内全校実施
2	自主防災活動の充実・強化	2-2	都市経営部	7	校区単位自主防災組織の組織率	75.6% (31 校区)	85.3% (35 校区)
				8	とよなか防災アドバイザー派遣回数	30 回/年	毎年度増加
		5-1	都市活力部	9	市内事業者の BCP 策定率	18.3%	20%以上
			消防局	10	市内全自主防災組織への訓練指導の実施率	訓練実施 60.5%	訓練実施率 60%以上
3	防災訓練	1-1	都市経営部	11	災害時帰宅困難者体験訓練参加者数	346 人	700 人
		1-2		12	神崎川流域合同防災訓練参加者数	441 人	毎年度増加
		2-2	消防局	13	市内の事業所への防災訓練会の実施数	41 事業所	50 事業所
4	防災空間の整備・充実	5-2	都市経営部	14	備蓄倉庫数	60 箇所	毎年度 1 か所
			都市基盤部	15	都市計画道路の整備延長：78.3 k m (大阪府事業含む)	完成延長 68.8 k m	完成延長 70.1 k m
				16	放置禁止区域内における放置自転車等の台数	283 台	毎年度減少
				17	生活関連経路の整備地区	完成地区 0 地区	完成地区 2 地区

取組み		重点事項	担当部局	KPI		当初値 (令和5年度時点)	目標
5	建築物の安全対策	1-1 5-2	都市計画推進部	18	住宅の耐震化率	91% (令和2年度)	R7年度 95%
				19	不良度が高い空き家の件数	79件 (令和4年度)	毎年度減少
			財務部	20	非構造部材の中でも、建築基準法施行令の改正により脱落防止対策が義務付けられた、特定天井に該当するものについての耐震化の実施	5/8 施設	8/8 施設
6	都市基盤施設整備の推進	1-3 5-2	都市基盤部	【再掲】	都市計画道路の整備延長：78.3km (大阪府事業含む)	完成延長 68.8km	完成延長 70.1km
			都市計画推進部	21	大阪府密集市街地整備方針（令和3年（2021年）3月策定）に基づき、平成24年（2012年）に国が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を含む評価範囲における想定平均焼失率が23%以上の地区数	6地区	2地区
			消防局	22	耐震性貯水槽の設置率	80%	100%
7	土木構造物の耐震対策の推進	1-1 5-2	都市基盤部	23	横断歩道橋(9橋)	5橋修繕(累計) 1橋撤去(累計)	8橋修繕(累計) 1橋撤去(累計)
				24	修繕が必要な橋梁数橋 千里地区歩路橋(12橋)	5橋修繕 (累計)	11橋修繕 (累計)
				25	道路橋(46橋)	22橋修繕 (累計)	38橋修繕 (累計)
8	ライフライン施設の災害予防対策の推進	2-1 2-5 5-3	上下水道局	26	水道管路耐震適合率	37.6%	40.3%
				27	配水ルート耐震化率	56.7%	100.0%
				28	配水小ブロック化率	89.0%	100%
		都市基盤部	都市基盤部	29	無電柱化推進路線の整備延長 (1,650m)	完成延長 340m	完成延長 710m
9	水害予防対策の推進	1-3	上下水道局	30	10年確率降雨対応整備率	10.3%	10.6%
				31	処理場・ポンプ場耐水化達成率	0%	100%

取組み		重点 事項	担当 部局	KPI			当初値 (令和 5 年 度時点)	目標
10	防災体制 の整備	5-1	都市経営部	32	各訓練実 施回数	全市一斉防災訓練	1 回/年	1 回/年
				33		職員参集状況確認訓練	2 回/年	2 回/年
				34		避難所開設訓練	1 回/年	1 回/年
				35		新規採用職員、新任課長 級職員への災害対応研修	1 回/年	1 回/年
				36	災害時相互支援協定の数		109 件	毎年度増加
			消防局	【再掲】	耐震性貯水槽の設置率		80%	100%
				37	常備消防車両・資機材更新整備		30% (4 台更新)	100%
11	災害情報 網の整備	5-1	都市経営部	38	リスク※1 登録者数		1,998 人	3,000 人
			都市経営部	39	S N S フォロワー数		88,941 人	毎年度増加
12	火災予防 体制の整備	1-2	消防局	40	違反是正率		66%	100%
13	災害時医 療体制の 整備	2-4	健康医療部	41	災害時における医療本部の設置・運営に かかる研修・訓練の実施（Web 医療本 部を含む）		1 回/年	1 回/年
				42	HEMS とよなか※2 登録者数		21 名	毎年度増加
14	避難体制 の整備	2-5	都市経営部	43	ペット避難所指定数		1 箇所	3 箇所
				44	図上訓練実施回数		32 回	毎年度増加
15	要配慮者 支援体制 の整備	1-1 1-2 1-3	都市経営部	45	福祉避難所の充足率		95%	100%
			福祉部	46	地域支援者等協定団体数		100 団体	毎年度増加
			都市基盤部	【再掲】	生活関連経路の整備地区		完成地区 0 地区	完成地区 2 地区

取組み		重点事項	担当部局	KPI		当初値 (令和5年度時点)	目標
16	非常用物資の確保体制の整備	2-1	上下水道局	47	組立式仮設給水タンク（1 m ³ ）	22 基	38 基以上
			都市経営部	48	飲料水の必要数に対する確保割合	100%	維持
				49	備蓄スペースの確保件数	16 箇所	毎年度増加
17	地震防災緊急事業5年計画の推進	1-1 1-2	都市経営部				

(※1)リスク

リスク連動型デジタルクロノロジーサービスの略

災害時の被害状況をチャットボット機能を搭載したクロノロジーで管理できるシステム。災害現場と災害対策本部との双方向の迅速な情報共有を可能とする

(※2) HEMS とよなか

健康有事医療サポーター（Health Emergency Medical Supporter）の略

医療従事者資格をお持ちの方に事前に登録していただき、有事の際に保健所等の業務を支援、ご活動いただく制度

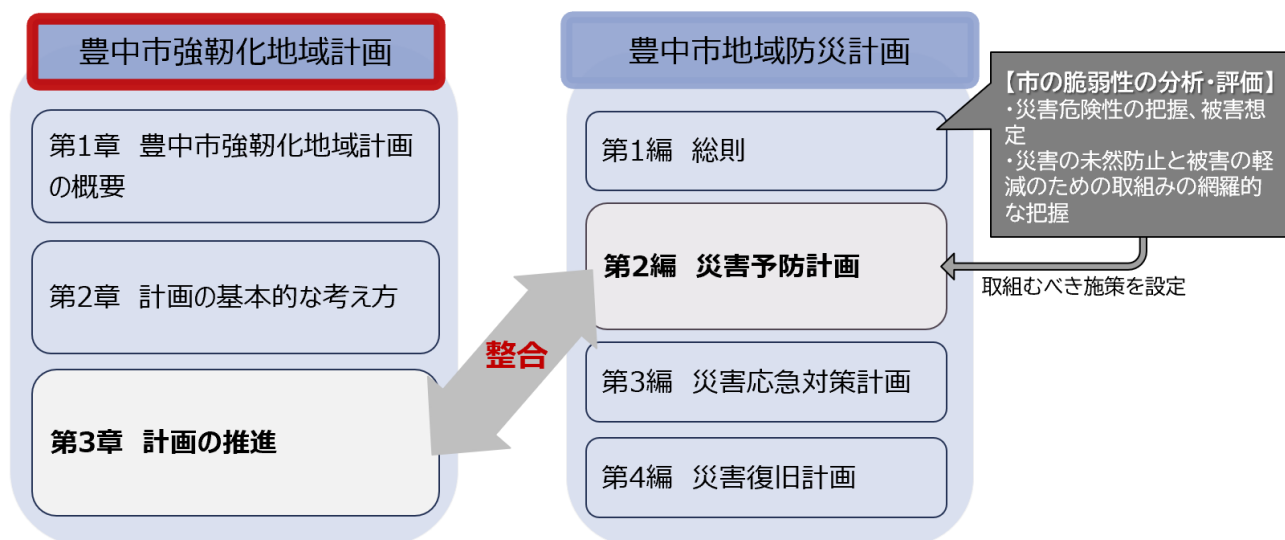
(参考) 脆弱性の分析・評価の実施

脆弱性の分析・評価は、起きてはならない最悪の事態を回避するために取り組むべき施策に不足するものがないか、どの施策に重点的に取り組んでいく必要があるか等を明らかにするものです。

第2期強靱化計画の取組みは地域防災計画の「第2編 災害予防計画」と整合を図っています。地域防災計画は、「第1編 総則」にて、災害危険性の把握、被害想定を行った上で、災害の未然防止と被害の軽減を図るために防災関係機関の処理すべき事務又は業務を網羅的に示しており、本市における脆弱性の分析・評価を実施しています。

地域防災計画の「第2編 災害予防計画」は、第1編で示されている取組みの中でも、災害予防や迅速な復旧に向けて取り組むべき施策をとりまとめており、また、地域防災計画の取組みは設定した「起きてはならない最悪の事態」をすべて網羅するものになっていることから、第2期強靱化計画は、地域防災計画をもって、脆弱性の分析・評価を実施したこととします。

【第2期強靱化計画における脆弱性の分析・評価について】



第2期強靱化計画の「起きてはならない最悪の事態」と地域防災計画の「第2編 災害予防計画」に掲げる取組みの関係は以下の通りです。

【「起きてはならない最悪の事態」と地域防災計画の「第2編 災害予防計画」の取組みの関係】

「起きてはならない最悪の事態」に関連する取組み： ○

「起きてはならない最悪の事態」に関連度が高い取組み： ●

関連度の高い取組み（●）を重点化する取組み（★）として、第2期強靱化計画に位置付けています。

		地域防災計画「第2編 災害予防計画」の取組み(※2) (第2期強靱化計画に位置付ける取組み:★)																										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
		★	★	★					★	★	★	★	★	★			★	★	★	★		★	★		★			★
起きてはならない最悪の事態(※1)(重点事項:★)	1-1	★	●		●		○	○	○	○	●	○	●						○			○	●				○	●
	1-2	★	●	○	●	○	○	○	○	○	○					○			●			○	●				○	●
	1-3	★	●		●		○	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○				○	○	●				○	○
	2-1	★			●		○						○	●											●		○	○
	2-2	★		●	●	○			○			○				○			○					○			○	○
	2-3				○	○	○																					
	2-4	★							○			○								●					○		○	○
	2-5	★		○					○		○		●	○						○		●			○		○	○
	3-1							○									○	○										
	4-1		○	○					●			●	●	●							○					○	○	○
	4-2													○		○											○	○
	4-3													○		○											○	○
	5-1	★	●	●	●					○				○	○			●	●			○		○			○	○
	5-2	★							●	●	●	●				○					○	○				○	○	○
	5-3	★											●														○	○
	6-1															○	○				○						○	○
6-2				○			○									○										○	○	
6-3		○		○			○	○		○	○			○			○				○					○	○	
6-4							○	○													○					○	○	

(※1) P6～7参照

(※2)【地域防災計画「第2編 災害予防計画」取組み一覧】(第2期強靱化計画の取組み:★)

1	★	防災知識の普及	14		地盤災害予防対策の推進
2	★	自主防災活動の充実・強化	15		危険物等災害予防対策の推進
3	★	防災訓練	16	★	防災体制の整備
4		ボランティア環境の整備	17	★	災害情報網の整備
5		市民一人ひとりが行う防災対策	18	★	火災予防体制の整備
6		防災生活圏の形成	19	★	災害時医療体制の整備
7		災害に強い都市構造の形成	20		緊急輸送体制の整備
8	★	防災空間の整備・充実	21	★	避難体制の整備
9	★	建築物の安全対策	22	★	要配慮者支援体制の整備
10	★	都市基盤施設整備の推進	23		帰宅困難者支援体制の整備
11	★	土木構造物の耐震対策の推進	24	★	非常用物資の確保体制の整備
12	★	ライフライン施設の災害予防対策の推進	25		交通確保体制の整備
13	★	水害予防対策の推進	26		災害及び防災に関する調査研究
			27	★	地震防災緊急事業5箇年計画の推進